

大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給決定通知書

		決定番号：	
フリガナ		生年 月日	昭和・平成・令和
1氏名			年 月 日生
2住所	(〒 -)		
3養成機関名			
4修業資格名			
5支給期間	年 月 ~ 年 月		
6支給月額	円		

さきにあなたから提出のありました大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に基づき審査した結果、上記のとおり決定したので通知します。

様
年 月 日
大 阪 市 長 印

(注意)

- 1 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の2回目以降の支給を受けるためには、養成機関から発行される在学証明書又は出席証明書を提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合、支給停止する場合があります。
- 2 支給決定の内容に変更が生じたときは、届け出てください。
- 3 ひとり親でなくなった場合、本市に住所を有しなくなった場合、養成機関での修業をとりやめた場合等、受給資格がなくなったときは14日以内に届け出てください。